

資格の大原

第73回税理士試験

解答速報

所得税法

本解答は令和5年8月11日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2023年8/10(木)～8/23(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」がご覧になれます。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスを送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕

問 1 (30 点)

(1)

〔1〕 概 要 (2 点)

上場株式の配当の支払を受ける際に 15.315%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収される。

〔2〕 源泉徴収義務 (法 181) (1 点)

居住者に対し国内において配当等の支払をする者は、その支払の際、その配当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならない。

〔3〕 源泉徴収税額 (法 182 二) (1 点)

徴収すべき所得税の額は、配当等の金額に $\frac{20}{100}$ の税率を乗じて計算した金額とする。

〔4〕 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例 (措法 9 の 3) (2 点)

^(注)上場株式等の配当等については、〔3〕の税率は $\frac{15}{100}$ とする。

(注) 持株割合が $\frac{3}{100}$ 以上の個人以外の者が支払を受けるもの (1 点)

〔5〕 復興特別所得税の源泉徴収 (1 点)

(1) 源泉徴収義務 (復興法 28①)

所得税の源泉徴収義務者は、その徴収の際、復興特別所得税を併せて徴収し、その所得税の納期限までにその所得税に併せて国に納付しなければならない。

(2) 源泉徴収特別税額 (復興法 28②)

徴収して納付すべき所得税の額 $\times \frac{2.1}{100}$

(2)

配当所得の金額 (法 24②) (3 点)

配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額とする。ただし、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子でその年中に支払うものがある場合は、その収入金額から、その支払う負債の利子の額のうちその年においてその元本を有していた期間に対応する部分の金額の合計額を控除した金額とする。

(3)

〔1〕 概 要

原則として総合課税されるが、申告分離課税又は申告不要の課税方法がある。

〔2〕 総合課税 (法 21、22、24、89) (3 点)

配当所得の金額は、原則として他の所得と合算され、課税標準の計算上総所得金額を構成し、超過累進税率により課税される。

〔3〕 申告分離課税 (措法 8 の 4①②)

(1) 内 容 (3 点)

居住者が上場株式等の配当等^(注)を有する場合には、その上場株式等の配当等に係る配当所得については、他の所得と区分し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額に対し $\frac{15}{100}$ に相当する金額の所得税を課する。

(注) 持株割合が $\frac{3}{100}$ 以上の個人以外の者が支払を受けるもの

(2) 申告要件 (1 点)

(1)の規定は、確定申告書に一定の事項の記載がある場合に限り適用する。

(3) 適用除外 (1 点)

居住者がその年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等について総合課税の適用を受けた場合には、同一年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、申告分離課税の適用はない。

[4] 申告不要 (措法 8 の 5①) (3 点)

居住者が支払を受けるべき配当等で次に掲げるものについては、確定申告の際、総所得金額又は上場株式等に係る配当所得等の金額に含めないで申告することができる。

^(注)
・上場株式等の配当等

(注) 持株割合が $\frac{3}{100}$ 以上の個人以外の者が支払を受けるもの

(4)

[1] 概 要 (1 点)

総合課税を選択した場合には配当控除、申告分離課税を選択した場合には上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用がある。申告不要を選択した場合には適用される制度はない。

[2] 配当控除 (法 92①) (3 点)

居住者が剰余金の配当に係る配当所得を有する場合には、配当所得の金額の $\frac{10}{100}$ (課税総所得金額等が 1,000 万円を超えるときは、その超える部分については $\frac{5}{100}$) をその年分の所得税額から控除する。

[3] 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (措法 37 の 12 の 2)

(1) 損益通算 (2 点)

確定申告書を提出する居住者の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その損失の金額は、その申告書に係る年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

(2) 繰越控除 (2 点)

確定申告書を提出する居住者のその年の前年以前 3 年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額 (前年以前に控除されたものを除く。) は、一定の順序により、その申告書に係る年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額 (損益通算の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) の計算上控除する。

問2 (20点)

(1)

[1] 概要 (1点)

居住している不動産について生じた損失の金額は、雑損控除及び原則として3年間（特定非常災害の場合には5年間）の雑損の繰越控除の取扱いがある。

[2] 雑損控除 (法72①、87①、令205①、206③)

(1) 取扱い (3点)

居住者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族でその年分の課税標準の合計額が48万円以下であるものの有する資産（生活に通常必要でない資産、棚卸資産、事業用固定資産・繰延資産、山林を除く。）について災害又は盗難もしくは横領による損失が生じた場合（災害等関連支出をした場合を含む。）において、その年におけるその損失^(注)の金額の合計額が、足切額（原則としてその居住者のその年分の課税標準の合計額の $\frac{1}{10}$ 相当額）を超えるときは、その超える部分の金額（「雑損失の金額」という。）をその居住者のその年分の課税標準から控除する。

（注）災害等関連支出を含み、保険金等により補填される部分の金額を除く。

(2) 損失額 (2点)

(1)の損失の金額は、その損失発生直前における価額（その資産が使用又は期間の経過により減価する資産である場合には、その価額又は取得費相当額）を基礎として計算する。

(2)

[1] 概要 (3点)

事業の用に供している賃貸用不動産の損失の金額は、資産損失として不動産所得の金額の計算上必要経費に算入し、これにより不動産所得の金額に損失が生じた場合には、損益通算の適用がある。また、損益通算してもなお控除しきれない純損失の金額が生じた場合には、原則として3年間（特定非常災害の場合には5年間）の純損失の繰越控除又は純損失の繰戻しによる還付（青色の場合に限る。）の適用がある。

[2] 資産損失 (法51①、令140、142)

(1) 取扱い (3点)

居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産又は繰延資産について生じた損失^(注)の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

（注）保険金等により補填される部分の金額及び資産の譲渡により又はこれに関連して生じたものを除く。

(2) 損失額 (2点)

(1)の損失の金額は、取得費相当額を基礎として計算する。

(3)

[1] 概要 (1点)

主として保養の目的で所有している不動産は生活に通常必要でない資産に該当し、その損失の金額は、生活に通常必要でない資産の損失の控除の適用がある。

[2] 内容 (法62、令178)

(1) 取扱い (3点)

居住者が、災害又は盗難もしくは横領により、生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額^(注)は、その者のその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす。

(注) 保険金等により補填される部分の金額を除く。

(2) 損失額 (2点)

(1)の損失の金額は、取得費相当額を基礎として計算する。

Z-73-C [第二問] 答案用紙

[第二問]

問

I 各種所得の金額の計算

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
事業所得	5,752,143	<p>1 総収入金額</p> <p>売上高</p> $\frac{3,500,000}{\text{C社}} + \frac{8,000,000}{\text{E社}} + \frac{5,800,000}{\text{F社}} + \frac{2,000,000}{\text{G社}} + \frac{1,050,000}{\text{(注)}}$ <p style="text-align: center;">① ① ① ①</p> <p style="text-align: right;">=20,350,000</p> <p>(注) $1,500,000 \times 70\% = 1,050,000 > 1,000,000 \therefore 1,050,000$</p> <p>(注) 甲の父からの支援金は非課税</p> <p>2 必要経費</p> <p>(1) 経費</p> <p>① 給料賃金</p> $6,000,000 + 930,000 \times \frac{16\text{日}}{31\text{日}} = \underline{6,480,000} \quad \text{①}$ <p>② 事務消耗品費 $3,300,000 - 3,080,000 = 220,000$</p> <p>③ 減価償却費</p> <p>(注) 青色申告者の少額減価償却資産の特例は取得価額の合計額が $300\text{万円} \times \frac{6\text{月}}{12\text{月}} = 150\text{万円}$まで適用可能</p> <p>(イ) パソコン2台</p> $500,000 \div 2\text{台} = 250,000 \quad 250,000 \times 0.250 \times \frac{6}{12} = 31,250$ $31,250 \times 2\text{台} = \underline{62,500} \quad \text{①}$ <p>(ロ) パソコン3台(7月取得分)・パソコン3台(8月取得分)</p> $750,000 \div 3\text{台} = 250,000 < 300,000$ $\therefore 250,000 \times (3\text{台} + 3\text{台}) = \underline{1,500,000} \quad \text{①}$ <p>(ハ) 事務用機器</p> $400,000 \times 0.200 \times \frac{3}{12} = \underline{20,000} \quad \text{①}$ <p>(ニ) サーバー</p> $500,000 \times 0.167 \times \frac{4}{12} = \underline{27,834} \quad \text{①}$ <p>(ホ) 給与及び会計ソフトウェア やり方 ①</p> $180,000 < 200,000 \therefore 180,000 \times \frac{1}{3} \times 3\text{年分} = 180,000$

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>(へ) (イ)～(ホ)の計=1,790,334</p> <p>④ 収入印紙代 <u>100,000</u> ①</p> <p>⑤ 保険料 900,000－840,000=60,000</p> <p>⑥ その他経費 4,000,000</p> <p>(2) 貸倒引当金繰入額 <u>0</u> ①</p> <p>(注) 本年度で個人事業を廃止しているため計上なし</p> <p>(3) 事業税みなし控除検討前の必要経費の合計 (1) + (2) = 12,650,334</p> <p>(4) 事業税のみなし控除 (適用の可否) 本年廃業のため、翌年の事業税見込額を事業廃止年分の必要経費に算入できる (通 37-7) <u>やり方</u> ①</p> $(1 - 2(3) - 2,900,000 \times \frac{6}{12}) = 6,249,000 \text{ (千円未満切捨)}$ $6,249,000 \times 5\% = 312,400 \text{ (百円未満切捨)}$ $312,400 \div (1 + 0.05) = 297,523$ <p>(5) 必要経費の合計 (3) + (4) = 12,947,857</p> <p>3 青色申告特別控除額 $1 - 2 > 650,000 \therefore \underline{650,000} ①$</p> <p>4 事業所得の金額 $1 - 2 - 3 = 6,752,143$</p> <p>5 事業廃止後の必要経費算入</p> <p>(1) 損害賠償金 <u>1,000,000</u> ①</p> <p>(2) 事業所得の金額 6,752,143</p> <p>(3) 課税標準の合計額 $6,752,143 + 10,900,000 + 5,600,000 + 312,500$ $+ 34,110,906 + 180,000 + 500,000 \times \frac{1}{2} + 67,000 = 58,172,549$</p> <p>(4) 最も少ない金額 1,000,000</p> <p>6 $4 - 5 = 5,752,143$</p>

15 点

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
給与所得 (源泉分離)	<u>① 11,050,000</u> (1,800,000)	(1) 収入金額(13,000,000) ① 新株予約権の経済的利益 $(100,000 - 45,000) \times 200 \text{株} = \underline{11,000,000}$ ① (注) 1株×200個=200株 ② A社1~2月 <u>1,500,000(源分)</u> ① ③ A社3~4月 <u>2,000,000</u> ① ④ H社 <u>300,000(源分)</u> ① (注) Z社からの給与は本年收入計上なし (2) 給与所得控除額 $13,000,000 > 8,500,000 \therefore 1,950,000$ (3) (1) - (2) = 11,050,000 <div style="text-align: right;">5点</div>
退職所得	<u>① 5,600,000</u>	(1) 特定 <判定> <u>やり方</u> ① R2.6.1~R5.4.30...2年11月→3年 3年≤5年 ∴特定役員退職手当等 ① 収入金額 7,000,000 ② 特定役員退職所得控除額 重複勤続年数 R2.6.1~R3.6.30...1年1月→2年 (イ) $400,000 \times (3\text{年} - 2\text{年}) = 400,000$ (ロ) $200,000 \times 2\text{年} = 400,000$ (ハ) (イ) + (ロ) = 800,000 ③ <u>① - ② = 6,200,000</u> ① (2) 一般 ① 収入金額 1,000,000 ② 一般退職所得控除額 (イ) H29.8.1~R5.4.30...5年9月→6年 $400,000 \times 6\text{年} = 2,400,000$ (ロ) 800,000 (ハ) (イ) - (ロ) = 1,600,000 ③ <u>① - ② < 0</u> ∴0 (3) (1) + (2) - ^(注) 600,000 = 5,600,000 (注) $1,000,000 - 1,600,000 = \triangle 600,000 \therefore 600,000$ <div style="text-align: right;">3点</div>

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
譲渡所得		総合
総合短期	312,500	(1) 譲渡損益
分離長期	34,110,906	総短
上場株式分離	7,180,000	① パソコン2台
		$\{150,000 - (250,000 - 31,250)\} \times 2 \text{台} = \underline{\triangle 137,500}$ ①
		② パソコン6台 (青色少額減価償却適用分)
		$(150,000 - 150,000 \times 5\%) \times 6 \text{台} = \underline{855,000}$ ①
		③ 事務用機器
		$(400,000 - 20,000) - (400,000 - 20,000) = \underline{0}$
		④ サーバー
		$(500,000 - 27,834) - (500,000 - 27,834) = \underline{0}$ } ①
		⑤ 給与及び会計ソフトウェア
		$100,000 - 100,000 \times 5\% = \underline{95,000}$ ①
		⑥ ①～⑤の計=812,500
		(2) 特別控除 <u>やり方</u> ①
		$812,500 - 500,000 = 312,500$ (総短)
		土地等・建物等
		譲渡損益
		分長(自宅)
		$51,000,000 - (\overset{(注1)}{5,498,194} + \overset{(注2)}{10,248,900} + 1,122,000 + 20,000)$
		$= \underline{34,110,906}$ ①
		(注1) H29 居住用財産の買換え
		<判定> <u>やり方</u> ①
		$5,050,000 + 40,150,000 = 45,200,000 \leq 100,000,000$ ∴適用あり
		$45,200,000 < 20,200,000 + 30,300,000 = 50,500,000$ ∴譲渡なし
		買換資産に付すべき取得価額 (土地・建物)
		$(5,050,000 \times 5\% + 10,000,000 + 1,529,000) + (50,500,000 - 45,200,000)$
		$= \underline{17,081,500}$ ①
		建物の取得価額 $17,081,500 \times \frac{20,200,000}{50,500,000} = 6,832,600$
		減価の額 $6,832,600 \times 0.9 \times 0.031 \times 7 \text{年} = 1,334,406$
		A 22年×1.5=33年(0.031) B H29.4~R5.11.15...6年6月以上→7年
		取得費 $6,832,600 - 1,334,406 = \underline{5,498,194}$ ①
		(注2) 土地の取得費 $17,081,500 \times \frac{30,300,000}{50,500,000} = \underline{10,248,900}$ ①

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
		上場株式等 譲渡損益 A 株式 $137,000 \times 200 \text{ 株} - (100,000 \times 200 \text{ 株} + 1,100 \times 200 \text{ 株})$ $= \underline{7,180,000} \text{ ①} \quad 11 \text{ 点}$
(一時) 所得	<u>① 500,000</u>	創業コンテストの賞金 1,000,000 一時所得の金額 $1,000,000 - \overset{\text{特別 控除}}{500,000} = 500,000 \quad 1 \text{ 点}$
(利子) 所得	<u>① 67,000</u>	ドル建定期預金 $500 \text{ ドル} \times \overset{\text{(注)}}{134} = 67,000$ (注) $(135 + 133) \div 2 = 134 \quad 1 \text{ 点}$

II 課税標準額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
総所得金額	17,281,643	(1) 特定株式の取得時控除
長期譲渡所得金額	34,110,906	$7,180,000 - \underline{7,000,000} = 180,000$
上場株式等に係る 譲渡所得等の金額	180,000	①
退職所得金額	5,600,000	(2) 所得金額調整控除
		① $(10,000,000 - 8,500,000) \times 10\% = \underline{150,000} \text{ ①}$ (注) $13,000,000 > 10,000,000 \therefore 10,000,000$
		② $11,050,000 - 150,000 = 10,900,000$
		(3) $5,752,143 + 10,900,000 + 312,500 + 67,000 + 500,000 \times \frac{1}{2}$ $= 17,281,643$
合 計	57,172,549	2 点

Ⅲ 所得控除額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
小規模企業共済等掛金控除	① 840,000	
社会保険料控除	① 671,160	231,160+250,000+190,000=671,160
医療費控除	95,000	$75,000 + (400,000 - 400,000) + 50,000 + 70,000 - 100,000$ ① ① ① =95,000 (注1) 400,000 < 420,000 ∴ 400,000 (注2) 57,172,549 × 5% > 100,000 ∴ 100,000
生命保険料控除	① 77,500	(1) 一般分 ① 旧契約 $(40,000 - 10,000) \times \frac{1}{2} + 12,500 = 27,500$ ② 新契約 $(35,000 - 10,000) \times \frac{1}{2} + 10,000 = 22,500$ ③ ①+②=50,000 > 40,000 ∴ 40,000 (2) 介護分 $(90,000 - 20,000) \times \frac{1}{4} + 20,000 = 37,500$ (3) (1) + (2) = 77,500
配偶者控除	① 0	1,400,000 - 550,000 = 850,000 > 480,000 ∴ 適用なし
配偶者特別控除	① 0	57,172,549 > 10,000,000 ∴ 適用なし
扶養控除	① 0	長男、次男は共に控除対象扶養親族でないため適用なし
基礎控除	① 0	57,172,549 > 25,000,000 ∴ 適用なし
合 計	1,683,660	9 点

Ⅳ 課税所得金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	15,597,000	17,281,643 - 1,683,660 = 15,597,000 (千円未満切捨)
課税長期譲渡所得金額	4,110,000	34,110,906 - <u>30,000,000</u> = 4,110,000 (") ①
上場株式等に係る 課税譲渡所得等の金額	180,000	(")
課税退職所得金額	5,600,000	(")
		1 点

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
算出税額	4,947,010	(1) 課総 $15,597,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,611,010$ (2) 課長 $4,110,000 \times 15\% = 616,500$ ① (3) 上場課株 $180,000 \times 15\% = 27,000$ (4) 課退 $5,600,000 \times 20\% - 427,500 = 692,500$ (5) (1)～(4)の計=4,947,010
差引所得税額	4,947,010	
復興特別所得税額	103,887	$4,947,010 \times 2.1\% = 103,887$
所得税等の源泉徴収税額	① 1,838,820	$(1,000,000 + 7,000,000) \times 20.42\% + 199,220 = 1,838,820$
所得税等の申告納税額	3,212,000	(百円未満切捨)
所得税等の予定納税額	0	
納付すべき税額又は 還付される税額	3,212,000	2点

□合格ラインの読み口

理論問題は、基本論点を中心の問題でしたので、しっかりと対策をしていた方は十分に解答できたのではないのでしょうか。

計算問題は、総合問題 1 題の出題であり、事業所得、給与所得、退職所得及び譲渡所得を中心とした幅広い論点が問われました。

計算のボリュームは多く、問題の設定も複雑でしたので、問題文を落ち着いて読み取り、一つ一つの論点を丁寧に処理できたかどうかポイントとなります。非居住者の論点も出題されましたが、テキストで学習している範囲の出題でしたので、こちらでもしっかり得点をしたところです。

全体としては、理論については難易度は高くないものの答案用紙の量や全体のボリュームを考慮して柱となる規定はしっかり解答し、計算については問題設定を正確に読み取り、基本項目を丁寧に得点できたかどうか重要なポイントであったと言えます。

〔第一問〕

理論問題の間 1 は、上場株式の配当をテーマとして、支払を受ける際の課税、配当所得の金額、配当所得の課税方法及びその課税方法により適用される所得税の制度を問う問題でした。いずれも基本項目でしたので高得点を狙いたいところです。

理論問題の間 2 は、災害により居住用不動産、事業用賃貸不動産、別荘について生じた損失の取扱の問題でした。同様に基本論点ですので、こちらも高得点を狙いたいですが、考え得る解答範囲が非常に多岐にわたります。本年度は理論問題の配点が設定されていましたが、過剰に解答しても設定された点数以上に得点できません。また、答案用紙の範囲外に解答しても得点できません。これを踏まえ、解答の優先順位を考えるとともに、規定文を書かずとも自分の言葉で取扱いの種類を列挙する必要があったと考えられます。

〔第二問〕

給与所得や退職所得、事業所得及び譲渡所得を中心とした者の納付すべき税額までを計算する総合問題でした。年の中途まで非居住者であることや、年の中途で個人として開業し、更に法人成り（＝個人事業の廃業）をしていると設定が複雑であり、そのような中で各論点に解答する必要があるため、難易度は高い問題でした。事業税の課税見込額の控除など見慣れない論点も出題されましたが、そちらに時間を使いすぎることなく、比較的得点しやすい給与所得や株式譲渡所得、所得控除の論点などでしっかり得点を伸ばしていきましょう。また、事業所得でも学習していた論点では落ち着いて解答することで更に点数を伸ばせますので、そのような解答ができたかどうか合格答案作成のポイントであったと考えられます。

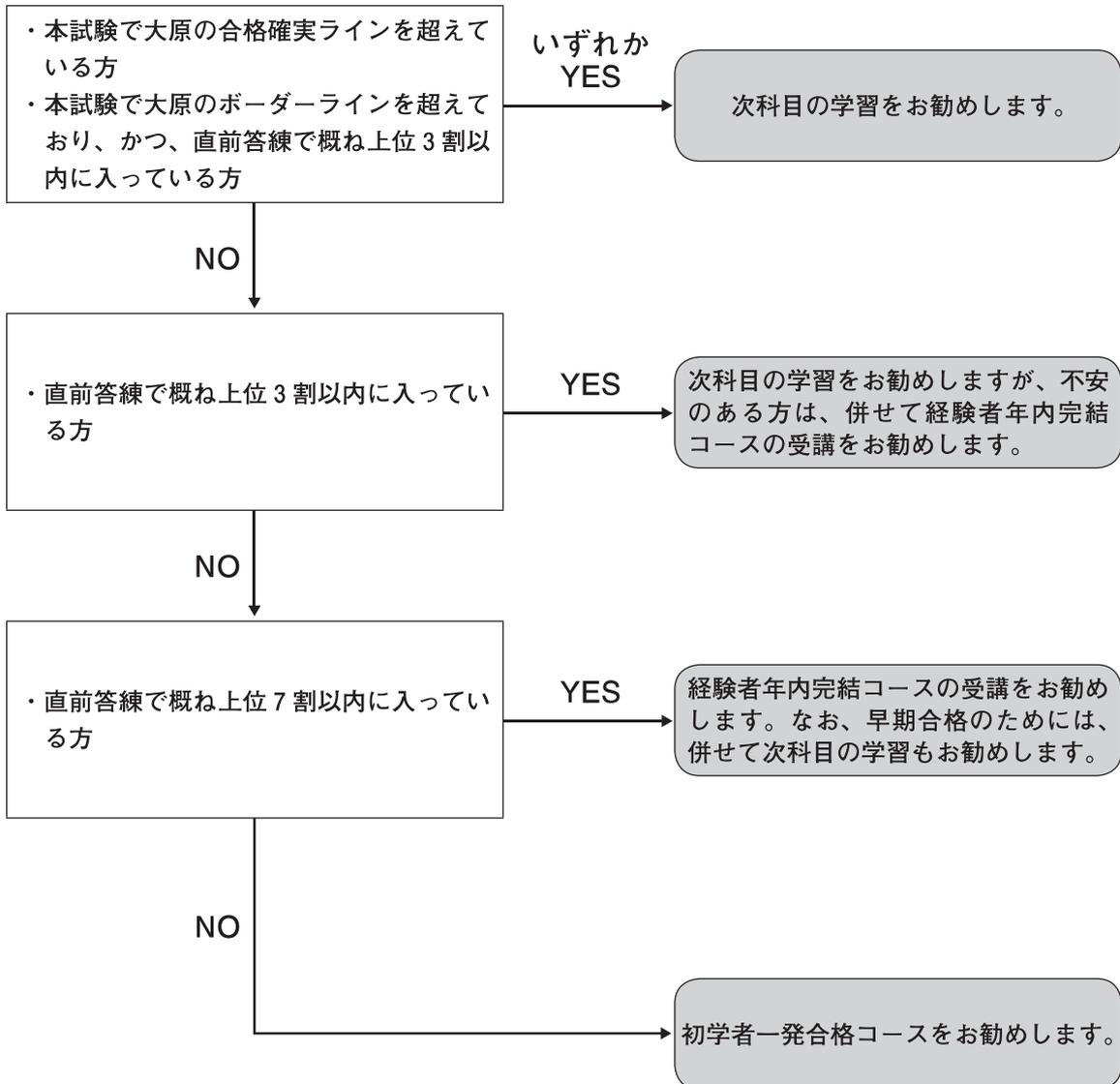
以上を踏まえるとボーダーラインは理論 39 点、計算 24 点、合計 63 点前後になると思われ、合格確実ラインは合計 77 点以上になると思われれます。

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

また、各コースの内容も併せて参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談を承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



コース紹介

【初学者一発合格コース】

講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）については、ある程度の知識が身に付いていることを前提に進められる経験者コースを受講するより、初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

このコースでは、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での出題頻度が高い項目を優先的に学習し、年明け1月からは理論・計算ともに基礎知識を踏まえた応用項目を学習します。5月期以降は多くの問題演習を通じて知識の定着を図るとともに合格答案作成能力を身に付けていただきます。さらに本試験に直結する試験委員対策を学習することにより1年で合格に必要な実力を身に付けることができます。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】

講義回数：14回（週1回）

週1回のコースで、テキストを使用した講義での学習を中心とし、各月末を目安に演習問題（確認テスト）を実施するコースとなります。

受験専門学校の直前答練で上位3割以内の成績であったものの本試験においてボーダーライン以下となられた方、受験専門学校の直前答練で上位3割超から7割までの学習熟度であった方を対象としたコースです。

テキスト講義回では、基礎項目及び本試験での出題頻度の高い項目の考え方を再確認し理解力を養うとともに、多くの受講生が苦手とする項目や差がつきやすい項目を網羅的に学習していきます。理論学習では、知識面については、本試験での重要性の高い理論及び理解が難しい理論を重点的に学習し、形式面については、本試験の出題パターンに応じた解答アプローチの学習を行います。

確認テスト回では、理論・計算併せて120分の演習問題を通じてアウトプット力を養い、講義で学習した項目の理解と定着度合を確認することができます。

理論問題は、事前に出題範囲を提供した上で、応用理論や事例形式など様々な問題の出題をし、問題に対する解答アプローチの実践練習を行います。

<主な学習項目>

計算：利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、減価償却、資本的支出・修繕費、有価証券の譲渡、居住用財産の譲渡、所得控除など

理論：資産の無償又は低額による移転があった場合、有価証券の譲渡による所得の課税関係、資産について生じた損失の取扱い、損益通算、確定申告、利子所得・配当所得の課税関係、利子所得・配当所得の源泉徴収、給与所得の源泉徴収など

<配布教材>

テキスト、問題集、理論テキスト、演習問題（確認テスト）